

領海等における外国船舶の航行に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の航行の規制に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって領海等の安全を確保することを目的とするものであること。

(第一条関係)

二 定義

- 1 この法律において「領海等」とは、我が国の領海及び内水をいうものとする。
- 2 この法律において「新内水」とは、我が国の内水のうち、領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する直線基線により新たに我が国の内水となった部分をいうものとする。

3 この法律において「外国船舶」とは、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶以外の船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的的目的のみに使用されるものを除く。）をいうものとする。

4 この法律において「船長等」とは、船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者をいうものとする。

（第二条関係）

第二 外国船舶の航行方法等

一 領海等における外国船舶の航行方法

1 領海等における外国船舶の航行は、通過（内水においては、新内水に係るものに限る。）又は我が国の港にある水域施設等との往來を目的として継続的かつ迅速に行われるものでなければならぬものとする。

（第三条関係）

2 外国船舶の船長等は、やむを得ない理由がある場合を除き、領海等において、停留等を伴う航行をさせ、及び内水（新内水を除く。以下同じ。）において、我が国の港にある水域施設等に入出りしない航行（以下「通過航行」という。）をさせてはならないものとする。

（第四条関係）

二 外国船舶の通報義務

1 外国船舶の船長等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、その理由が明らかである場合を除き、あらかじめ、通報事項を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないものとする。

2 1の通報を受けた海上保安庁の事務所の長は、必要があると認めるときは、当該通報に係る外国船舶の船長等に対して、助言又は指導をするものとする。

(第五条関係)

三 外国船舶に対する立入検査

海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っており、又は内水において現に通過航行を行っている外国船舶と料料される船舶について、この法律の目的を達成するため、当該停留等を伴う航行又は当該通過航行を行っている理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶への立入検査をさせることができるものとする。

(第六条関係)

四 外国船舶に対する退去命令

海上保安庁長官は、三の立入検査の結果、当該船舶の船長等が一の2に違反していると認めるときは

、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができるものとする。

(第七条関係)

第三 その他

管区海上保安本部長への海上保安庁長官の権限の委任、罰則等について、所要の規定を設けるものとする。

(第八条から第十二条まで関係)

第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第二項関係)